

豊臣秀長ゆかりの地「国史跡郡山城跡・金魚伝来300年の歴史、 和文化体験ガイドツアー」造成販売事業業務委託仕様書

1. 事業名

豊臣秀長ゆかりの地「国史跡郡山城跡・金魚伝来300年の歴史、和文化体験ガイドツアー」
造成・販売事業
※観光庁 地域観光魅力向上事業採択事業

2. 委託上限額

金6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 委託期間

契約日～令和8年1月25日（予定）

4. 業務目的

大和郡山市は、世界遺産を有する「奈良市（東大寺など）」や「斑鳩町（法隆寺）」の間に位置しながらも、訪日外国人観光客の立ち寄りが少なく、その認知度や集客力には課題がある。また、日本人観光客についても、コロナ以前の水準には回復していない状況である。市内には訪日外国人観光客に人気の高い「戦国時代」「安土桃山時代」「江戸時代」の文化資源が残っており、城跡や城下町、金魚、遊郭、藍染めなど、魅力的な観光資源を有しているものの、これらを活用した着地型観光商品の開発は十分とは言えない。

この事業では、将来にわたって持続的に観光客を獲得できるよう、地域資源を活用した独自性のあるツアーの造成や、プロモーション、販路開拓に取り組むことを目的とする。

5. 事業概要

当市の城下町は豊臣秀長の入城により発展し、また、およそ300年前に伝来した金魚の養殖は、現在も当市の地場産業として受け継がれている。

このような市の魅力を活かし、城下町で楽しむ文化体験（お酒造り・利き酒、金魚すくい、藍染め、茶文化・茶菓子）と、日本酒発祥の地・奈良の地酒を楽しむランチを組み合わせ、城下町や金魚の歴史を探訪し知的好奇心を醸成するガイドツアーを造成する。

また、周遊促進のためガイドリーフレットを作成し、周辺観光地を周知することで、再来訪による交流人口の増加を目指し、地域及び地場産業の活性化を図る。

6. 事業のターゲット層および目標

事業のターゲット層および目標は下記のとおりであるため、これらを念頭に事業を実施すること。

（1）ターゲット層

国内観光客向け観光コンテンツ：日本国内からの観光客

訪日外国人観光客向け観光コンテンツ：中国、台湾、韓国、東南アジアからの観光客

(2) 目標

①開発した観光コンテンツの販売による集客数

令和7年度：70名（国内観光客50名、訪日外国人観光客20名）

令和8年度：550名（国内観光客500名、訪日外国人観光客50名）

令和9年度：350名（国内観光客250名、訪日外国人観光客100名）

②目標を達成するために必要な要素と目標数

(ア) 国内外OTAサイトにおける販売：5サイト以上

(イ) 旅行会社・OTA販売による催行人数：70人

(ウ) 商談会等による旅行会社への営業商談件数：20事業者

③次年度以降の継続的な取り組み

(ア) 大河ドラマを契機として当市を来訪した観光客に対して旅行商品（ガイドツアー）の周知を図り販売を拡大する。

(イ) 毎年開催のイベント（盆梅展、大和な雛まつり、お城まつり、全国金魚すくい選手権大会）にあわせて旅行商品（ガイドツアー）の周知を図り販売を拡大する。

(ウ) お客様の声（トリップアドバイザー等の口コミ）を分析し、商品のブラッシュアップを行い満足度の向上を図り販売を拡大する。

(エ) 奈良県内や奈良市内のホテルなどへの販路開拓を実施する。

(オ) 国内・海外向け旅行会社との商談機会に積極的に参加し販路開拓を実施する。

7. 業務内容

(1) 国内観光客向け観光コンテンツの開発

①大河ドラマ「豊臣兄弟！」の舞台となる史跡郡山城跡の探訪と金魚資料館の見学に加え、日本酒発祥の地「奈良」の地酒を楽しむランチを組み合わせたツアーを開発、販売する。
ガイドが城跡や城下町を案内し、その歴史や金魚について解説することで、知的好奇心・探求心を刺激するガイドツアーとする。

②上記①に地酒のお酒造り体験を組み合わせたプランを開発販売する。

(2) 訪日外国人観光客向け観光コンテンツの開発

①城下町を舞台とした和文化体験（金魚すくい、藍染め）に、地酒を楽しむランチを加えたツアーを開発、販売する。

②和文化体験（金魚すくい・利き酒・茶文化・茶菓子）を組み合わせたプランを造成、販売する。

(3) ガイドリーフレットの作成

域内飲食店との連携による地酒ランチの開発、ガイドリーフレット（ガイドツアー・観光資源（社寺・体験等）・イベント情報の掲載（日本語・英語））の作成・配布を実施し、域内での周遊拡大と再来訪を促す。

(4) プロモーション

①ターゲット層（国内観光客と訪日外国人観光客）に応じて上記コンテンツの認知拡大を図ることにより、来訪促進に繋がる効果的なプロモーションを実施する。

- ②コンテンツの価値をビジュアルで伝えるPR動画や静止画の撮影、多言語対応によるリーフレットや旅行商品パンフレット、デジタルパンフレット等の作成
- ③旅行商談会への参加
- ④奈良市内のホテルとの販売連携
- ⑤国内旅行会社（第一種・第二種）や海外エージェントとの販売条件の整備と契約
- ⑥各種OTA（国内：じゃらん、アソビュー、奈良体験.com、インバウンド：Viator、kkdayなどを想定）における登録、販売・WEB・SNSでの定期的な情報発信と外国人インフルエンサーを利用した魅力の訴求
- ⑦国内ランドオペレーターを対象としたファムトリップの実施

(5) その他

- ①本事業の運営にかかる、事務局（総合窓口）を受託事業者組織内に設置し、担当者を常駐させ、事業全体の進捗管理、調整を図ることができる組織的な実施体制を整備すること。
- ②事業実施時の安全対策について、周辺環境等に配慮し、安全に事業実施できる体制を整備すること。
- ③地域事業者やボランティアガイド等（以下「地域事業者等」という。）との良好な関係構築に努めるとともに、地域事業者等との連携体制を整え、発注者に依存せず自律的・主体的に調整・交渉ができる体制について明らかにすること。
- ④地域事業者等からの緊急時の連絡、報告について速やかに対応し、自立的・主体的に解決する体制を整えること。

8. 事業の対象経費の精算

- ・受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費はすべて契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。なお、契約金額については後払いとして全ての業務完了後に支払う。
- ・本事業の実施期間は、調査契約締結日から遅くとも令和8年1月25日までとする。この期間内に体験コンテンツの開発と販売を実施すること。その上で、遅くとも令和8年2月10日までに完了実績報告書を含む、全ての精算書類（関係各社への支払証憑を含む）の提出を済ませること。
- ・期間内に事業を完了できなかった場合は対象経費の精算ができない場合があるので注意すること。

9. 成果物に関する著作権の帰属

本業務で履行した内容は、成果品及び業務中に作成を行ったデータ等の著作権は、原則、発注者に帰属するものとする。なお、著作権を発注者へ帰属できないものは、発注者と協議の上で決定するものとする。

10. 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本事業は「地域観光魅力向上事業」の採択を受けていることから、公募要領 (https://miryoku.go.jp/koubo_shinseiyoushiki.html) を熟読し、各要件を遵守すること。

- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、大和郡山市の保有する個人情報として大和郡山市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者及び大和郡山市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 天災地変、感染症の流行、その他不可抗力の事由に基づき、発注者の判断により、業務の一部または全部を実施しない場合、発注者、受託者の双方で協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。支払いに係る出来高の確定に当たっては、受託者が出来高の証明を行うこととする。
- (9) 発注者が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。

以上